

多様な主体による農家民宿の営業を可能にすることにより、農村への訪日外国人観光客の受入れや移住を促進

～非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積要件の緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「27年」管理番号「269」で検索!

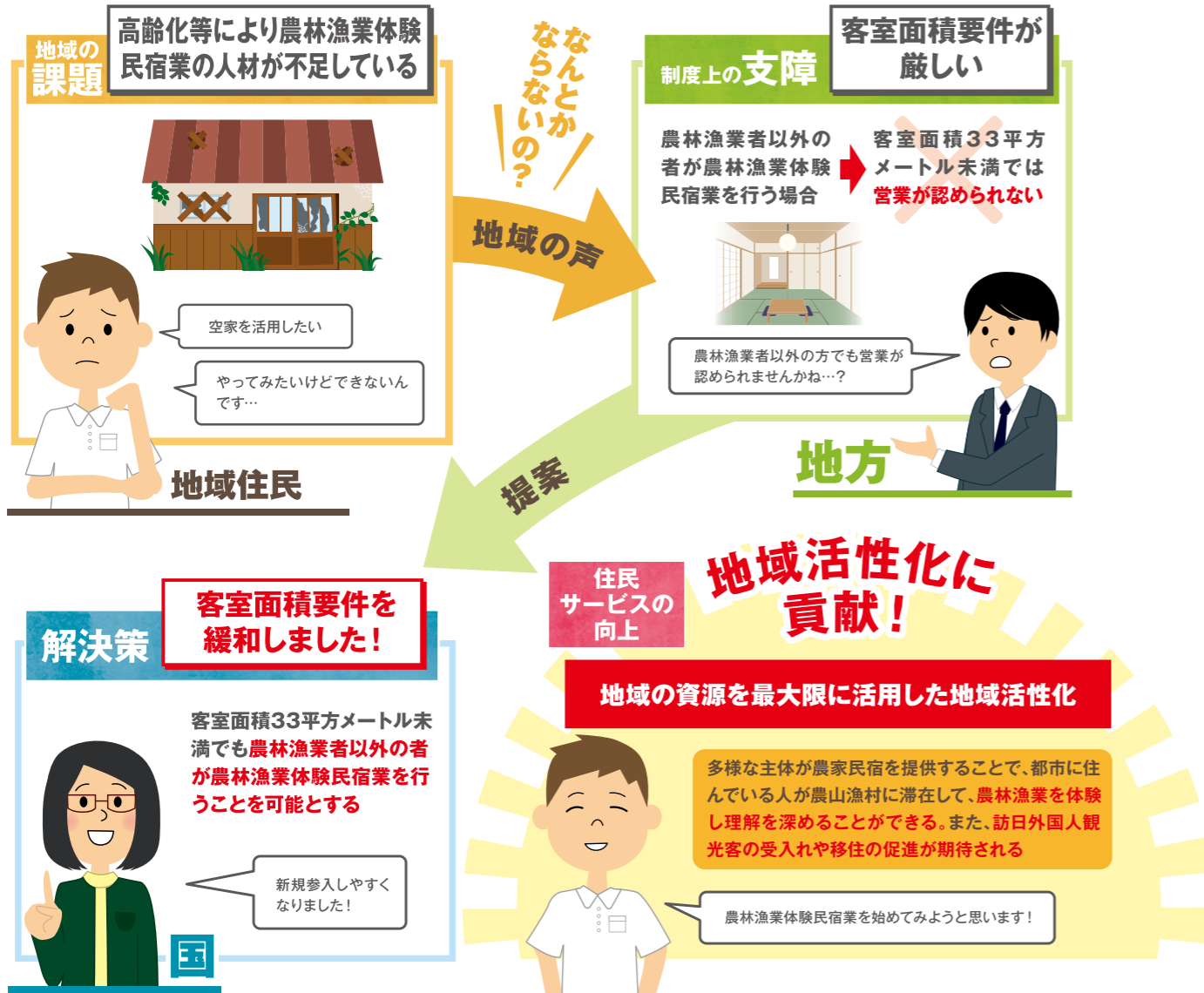
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積要件を緩和することにより、多様な主体が古民家等を活用して、訪日外国人観光客及び移住に関心のある都市住民等に対して農林漁業体験の機会を提供できるようになり、農山漁村の地域活性化に貢献

(省令 旅館業法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第68号))



客室面積要件の緩和が地域活性化に貢献



取組の概要

●当時、県内の市町では教育旅行の受入件数が増加していたが、高齢化等の影響で受入家庭が不足している状態であった。非農林漁業者も含めた地域全体の取組として展開し、地域振興に繋げるとともに、増加する教育旅行の受入れに対応するため、農林漁業者以外の者も簡易宿所の面積要件の緩和を受けて、農家民宿を開業しやすくなるよう提案した。その結果、旅館業法施行規則が一部改正された。

取組の成果

●農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営むようになり、教育旅行の受入家庭になるなど、都市部と農村部との交流が図られ、地域全体の活性化につながっている。

農家民宿「篁(たかむら)」(滋賀県蒲生郡日野町)



実際に貸し出している宿泊スペース

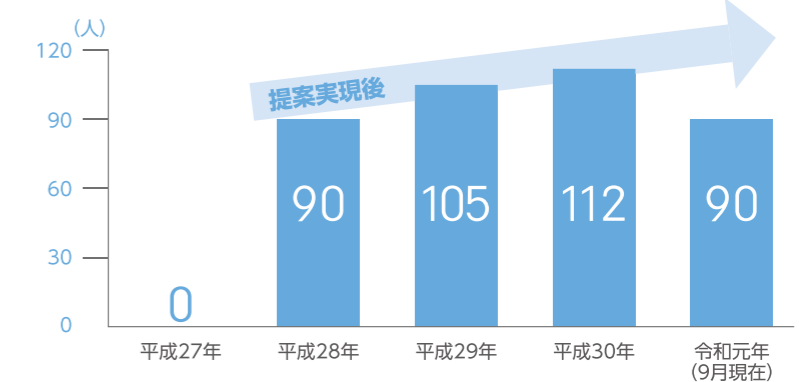


竹を使ったスピーカー等の竹細工体験を提供



農家民宿「篁」の外観

農家民宿「篁」宿泊者数



より多くの宿泊者の受入れが可能になりました!

関係者の声
滋賀県 農村振興課 技師 内田 慎一 氏

当課では農林漁業体験民宿の受入体制の整備支援を行っています。民宿事業者の高齢化等の影響もあり、廃業する方も少なくありませんでした。規制緩和を受けて農林漁業者以外にも開業しやすくなったことで、受入家庭が増え、より多くの宿泊者を受入れることが可能になりました!